

# 令和元年度 救急病院等に関する[更新]一覧表

資料 1

	医療機関名	申請内容	協力診療科		保健所意見	医師会意見	消防局長意見	受入実績評価基準 ※1	児童虐待早期発見のための体制 ※2
			固定通年制	非通年制					
1	医療法人曉美会 田中病院	更新	外科	—	救急病院等を定める省令第1条に規定される救急病院として適当と認められる	特記事項なし	救急医療機関として適当と認める。	A	A・B
2	清恵会病院	更新	内科・小児科・ 外科・整形外科 科・脳神経外科	—	救急病院等を定める省令第1条に規定される救急病院として適当と認められる	特記事項なし	救急医療機関として適当と認める。	A	A・B
3	医療法人恒進會 泉北陣内病院	更新	内科	—	救急病院等を定める省令第1条に規定される救急病院として適当と認められる	特記事項なし	救急医療機関として適当と認める。	A	A・B
4	医療法人いずみ会 阪堺病院	更新	整形外科	—	救急病院等を定める省令第1条に規定される救急病院として適当と認められる	特記事項なし	救急医療機関として適当と認める。	A	A・B
5	社会医療法人ベガサス 馬場記念病院	更新	内科・循環器内 科・神経内科・ 外科・整形外 科・脳神経外科	—	救急病院等を定める省令第1条に規定される救急病院として適当と認められる	特記事項なし	救急医療機関として適当と認める。	A	A・B
6	堺市立総合医療センター	更新	内科・小児科・ 外科・産婦人科	—	救急病院等を定める省令第1条に規定される救急病院として適当と認められる	特記事項なし	救急医療機関として適当と認める。	A	A・B
7	南堺病院	更新	内科・外科・整 形外科	—	救急病院等を定める省令第1条に規定される救急病院として適当と認められる	特記事項なし	救急医療機関として適当と認める。	A	A・B
8	医療法人藤田好生会 堺フジタ病院	更新	—	整形外科（火）	救急病院等を定める省令第1条に規定される救急病院として適当と認められる	特記事項なし	救急医療機関として適当と認める。	A	A・B
9	医療法人錦秀会 阪和第二泉北病院	更新	—	内科（水）	救急病院等を定める省令第1条に規定される救急病院として適当と認められる	特記事項なし	救急医療機関として適当と認める。	A	A・B

※1 受入実績評価基準

基準A…医療機関の所在地を管轄する消防機関からの時間外救急搬送受入件数が3ヶ月で15件以上

基準B…医療機関の所在地を管轄する消防機関からの救急搬送受入件数（全時間帯）が3ヶ月で30件以上

基準C…医療機関の所在地を管轄する消防機関及び所在地の周辺地域を管轄する消防機関からの救急搬送受入件数（全時間帯）が合わせて3ヶ月で30件以上

非通年・輪番制でのみ救急告示を受けている医療機関については、上記の1/2の件数（端数切捨）とする

※2 児童虐待早期発見のための体制

A…児童虐待に関する外部機関（児童相談所、市町村等）との連絡窓口を設置

B…児童虐待に関する委員会の設置または児童虐待対応マニュアルの作成